

令和4年度

第4回 佐々町農業委員会総会議事録

令和4年8月25日（木）

佐々町農業委員会

令和4年8月 第5回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和4年8月25日（木）午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
3. 開 会 令和4年8月25日（木）午後1時30分

4. 出席委員（15名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	・野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	12	山下 夕見子君	13	濱野 卓也 君
推進委員	林 勇作 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君

5. 欠席委員（3名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
11	井手 俊博 君	推進委員	福田 庄治 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君	書記	立石 徹 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 県北地域農業委員会会長・事務局長会議について

(4) 審議事項

第19号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第20号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

(5) その他

①9月定例会の日程について

②その他

事務局長（金子 剛君） 皆様、こんにちは。時間定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第5回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、吉野会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。まだまだ暑い日が続いております。ではありますけど、天気の急変が激しく急な大雨となつてが見られます。

先日、8月3日、4日、県北地域農業委員会会長・事務局長会議を佐々町が担当で農業会議の荒木書記長、前田次長に参加頂き、開催できました。3年ぶりのことです。内容については、報告事項において事務局より報告させます。その折に町内の現地視察において、寶持委員の茶畑を視察させていただきました。改めてこの場でお礼申し上げ、協力頂きましたことに感謝いたします。

そして、皆さんにおかれましては、今後、農地パトロールがまだまだ暑い中ですがあります。その上、コロナの感染拡大が一向に収まる気配がありませんけれども、感染対策を十分に取り、また熱中症も十分気を使いながら、農地パトロール等よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

それでは、本日の出席委員は12名でございます。井手委員のほうから欠席の報告がっております。それから、最適化推進委員につきましては、3名出席で、福田委員と大瀬委員が欠席の報告がっております。委員の定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長へお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。

まず、日程2、の議事録署名人の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、4番、藤永委員、5番、築城委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

以上で日程2を終わります。

それでは、日程3、審議事項に入ります。

報告第1号県北地域農業委員会会長・事務局長会議について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（立石 徹君） 報告第1号県北地域農業委員会会長・事務局長会議について説明をさせていただきます。

資料の33ページから御覧ください。こちらの会議につきましては、8月の3日、4日の2日間にかけて、県北管内の市町の農業委員会と長崎県農業会議が出席して会議が行われました。

まず、1日目については、各市町から出た議題について意見交換をするということで、資料の36ページ以降になりますが、各市町から4つの議題が出ておりまして、議題と回答につきましては記載のとおりでございます。その中で特に佐世保市さん、平戸市さんの議題の転用許可後の用途変更についてや農地を取得する際の別段面積の取扱い基準ですね、下限面積の廃止の分で各市町から何か一定のルール、制限を設けたほうがいいんじゃないかという意見も出まして、そちらについては県と各市町で今後協議をして調整をしていきたいというふうに思っております。それが決まり次第、また御報告をさせていただきたいと思っております。

2日目につきましては、視察研修ということで、實持委員の茶畑と大新田の排水機場を視察しまして、先ほど会長からありましたが、實持さんの茶畑については、参加者も質問も多くて大変好評でした。

この会議についての報告は以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について、何か皆様から御意見、質問はありませんでしょうか。——この会議は3市2町で持ち回りでやっておりまして、佐々町に回ってきたときからコロナになって2年間できなくて、やっと3年目に今回開催できたということになっております。資料を見られれば分かるかと思いますが、転用後ですね、申請とちょっと違うような扱いになったり何だりというのが、やっぱりよその市町でもあっているようで、法務局のほうも登記が完成したら、登記されてしまえば農業委員会から外れるもので、そこら辺の対応とか、農地の下限面積についてはここにうたってあるとは一定期間とあるとですけど、それが例えば10年とかいうふうに、ある程度、国か県のほうから示してもらえれば、がいいという意見がありました。そういうことを問題を持ち寄って話し合うという会議で、来年は佐世保市になります。

なければ、次に進ませていただきます。

次、日程4、審議事項に入ります。

第19号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。書記。

書記（立石 徹君） 資料の1ページをお願いします。

議案第19号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。こちら県知事許可分でございます。朗読説明させていただきます。

土地の所在地、北松浦郡佐々町小浦免字丸山5番27、登記地目、田、現況地目、休耕、登記面積238m²、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、歯科医師。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。転用目的、露天駐車場、施設の概要、5台、238m²。こちらにつきましては、6月の総会の際に転用の申請があったと思います。小浦の〇〇〇〇さんですね、6月の申請人と同じ方が、前回6月の転用のときも駐車場が不足しているということで申請をされたところですけども、追加の駐車場の分ですね。今の分でもまだ足りないということで申請をされたものです。今回の5台分につきましては、従業員さん用の駐車場というところです。

場所につきましては、資料の6ページです。小浦の〇〇〇〇で、6ページの赤で囲んで数字が入っているところが申請場所になります。その右側が、前回6月の駐車場の申請でした。現況については、資料の7ページ、8ページのとおりですね、耕作がされていない状況になります。

資料の11ページをお願いします。こちらは資料の10ページの被害防除計画書と併せて見ていただきたいと思います。まず、申請地の造成計画の内容としては、現状のまま利用するということです。

②番につきましては、雨水については自然流下、汚水・生活雑排水については生じない。

③については、特に建物を建築するわけではございませんので、特に被害のおそれはないということです。

雨水については、資料11ページの青で示しているような流れで、ここにU字溝が入ってそこに流すような形になっております。

議案第19号の説明については、以上になります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。4番。

4番（藤永 茂君） ただいま事務局から説明がありましたように、8月の16日の日に現場で確認いたしました。場所のほうについては、6ページの写真でいいますと、下のほうに大きな建物があります。これが消防署です。その隣がライスセンターになります。踏切渡って佐世保鹿町線の県道ですかね、その前のところが申請地です。周りには農地はありますが、次の議案で出てくる農地がありますけども、特に問題はありませんでしたので、ありませんでしたということです。御審議お願いいたします。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。——ないようですので、採決をいたします。

第19号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですので、転用やむなしということで県に進達いたします。

次に、第20号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 資料の16ページをお願いします。議案第20号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。県知事許可分でございます。朗読説明させていただきます。

土地の所有地、北松浦郡佐々町小浦免字丸山5番15、北松浦郡佐々町小浦免字丸山5番66、登記地目、現況地目、5番の15が田と休耕、5番66が田と休耕、登記面積につきましては、5番15が490m²、5番の66が25m²、計515m²でございます。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、歯科医師。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、特別公務員。転用目的は、一般個人住宅、木造平屋建て1棟172.25m²及び進入用道路です。こちらにつきましては、先ほどの申請者と同じ方が申請者でございます。先ほどと同じ場所ですね、〇〇〇〇の今歯医者があるところが御自宅と歯医者の併用の住宅というところになっておりますけども、診療部分がちょっと手狭になっているということで、今の御自宅を改装しまして、今の建物については診療部分として特化して、新しく御自宅を建てられるということでございます。

資料の22ページを御覧ください。今回、この22ページの赤で囲んでいる部分が申請地になっております。現況写真については、23ページから25ページとなっております。耕作はされていない状況でございます。

資料の26ページを御覧ください。黄色で示している部分が今回の申請地になります。5の15と細い道の部分ですね、進入用道路の部分が5の66となっております。赤で示しているのが、実際、上の道から入ってくる形になりますけども、おうちだったり歯医者だったり、奥の先ほど19号の駐車場、6月の分の駐車場に行くための道となっております。

続きまして、資料の27ページ、28ページを併せて御覧ください。

被害防除計画につきましては、まず、申請地の造成計画につきましては現状のまま利用するとなっております。②番については、雨水については水路放流、污水等につきましては、町の下水道に放流ということになっておりまして、資料の28ページに記載しておりますが、青のほうは雨水等ですね、ここに水路で流すと。緑色の部分が下水道の経路になっております。被害防除の③につきましては、建物の高さを7.2m程度に下限をすると。

隣接農地への通路を確保するということになっております。

資料の29ページ以降は、建物の平面図、立面図関係になっております。

説明については以上になります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。4番。

4番（藤永 茂君） ただいま説明がありましたように、同じ8月16日の日に先ほどの駐車場の件と一緒に場所でしたので、農林水産課の課長、それから書記と会長、それから福田委員ですね、今日欠席ですけど、福田委員、それと私と行政書士の方と一緒に現地確認いたしました。

説明がありましたように、隣は駐車場にされる、その今回の件が自宅ということで、汚水は下水道に流します。それから雨水については側溝に流しますということで、特に周りも農地はありませんでしたので、問題はないかというふうに判断いたしました。御審議お願いいたします。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。——なければ、採決をいたします。

第20号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。挙手多数ですので、転用やむなしということで県に進達いたします。

次、日程5、その他に移ります。事務局からの説明をお願いします。

書記（立石 徹君） 日程5番、その他①9月の定例会の日程についてということで、まず9月の五役会の日程につきましては、9月の15日木曜日1時30分から2階会議室で開催ということになっております。9月の総会につきましては、9月の27日火曜日の1時30分から3階の第2会議室ですね、隣の部屋になっております。

続きまして、②のその他ということで、活動記録簿について説明をさせていただきます。

前回の総会時に活動記録簿を提出していただいた方につきましては、事務局のほうで中身を確認させていただいて、ちょっと修正したほうがいいんじゃないかなというところにつきましては、朱書きして今日お返しをしております。そちらにつきましては、御自身の活動記録簿のほうに朱書き部分を追記修正していただければと思っております。

その中で、まず書いていく上で項目分けがあったと思うんですけど、ちょっと項目分けも難しいんですけども、ここが空欄というところがありましたので、ここは書いていただくような、分からなくてもとりあえず書いていただくようにお願いします。あとは総会とか五役会とかに出席したけども書き忘れとかもある方がいらっしゃいましたので、そちらのほうも記入をお願いします。それと、活動時間とか活動場所とかも丸で囲んでないとか

がありましたので、書いていただくようにお願いします。あとは、下のほうに成果内容とか遊休農地の解消方法とかあったと思うんですけど、なかなか書くのは難しいと思うんですけども、もし該当があればその成果を書いていただければと思っております。

活動記録簿については、一応毎月総会に持ってきていただいて、また前回と同じようにこちらで確認させていただいてという流れで行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

活動記録簿についての説明は以上になります。

すみません、今お配りしている、朱書きしているものにつきましては、それは御自身の記録簿に書いていただいて、その紙をまた回収するとかはございませんので、処分していただいて構いません。

事務局長（金子 剛君） 9月の定例会の日程、総会を9月の27日火曜日の13時30分からと申しましたが、もしかしたら今日延期になった農業委員の研修会が入るかもしれません。まだ当然未定ですけど。そうした場合に9月の案件がもし多ければ、時間も1時からとか、ちょっと早くなるということもお知らせしておきます。

以上です。

今までの件でよろしいですか。事務局から以上でございますが、ほかありますでしょうか。どうぞ。

5番（築城 武美君） 現在、農地パトロールをされとると思うんですが、農地台帳と現地と耕作している人を確認していきますと、名義がなくなったままの名義で載っているんですね。それで、現地では僕ら3班の会議の中では、多数の方がそういうふうに相続登記がなされないまま、土地を家族の中で誰が耕作しとるのかも書いてないんで、誰の土地かというよく話があるんです。それで、何を言いたいかというと、法律が3年の4月の21日に民法の一部改正があっておりまして、相続登記が義務化をされるということが成立をしました。そこで、いつからそれはなるんでしょうかというふうになると、令和6年の4月から相続登記をすることが義務化されるということになるんですね。あと、1年ちょっと、1年半ぐらいはありますが。そうすると、その義務化によって相続登記をしなかったらどうなるかということ、過料の罰則規定があります。そこで、過料の罰則を受けることになるんで、相続登記を必ずするようという指導期間が、今から令和6年の4月までの間にあるんですね。そのことは令和8年の4月までに法務局が登記名義人の死亡等の事実を公示するようになっています。だから、あと4年後は、法務局に行くと、死んだ人はそこに死亡か何か番号で記載をされるという民法の改正になっておりますね。これ職権登記です。

そこで法務局が、この人は死亡していますよというのを土地の登記簿に表示をするとい

うのが、令和8年の4月までに施行。4月に施行じゃなくて、までに施行ですから早まる可能性がある。例えば令和7年の12月までに終わるかしらん。これは法務局の作業が要りますから、法務局が市町村にそういう事実を確認をして、登記官が職権登記をしていくという期間が8年の4月までということになります。

それで、なおかつ、相続したけれども、その土地は要らんという人がおるんです、現実にはですね。その土地はどういうことになったかという、民法では、国に帰属させることができるようになりました。これは、令和5年4月の27日、来年の4月27日にその制度が始まります。それは相続人から法務省に、この土地は国に上げますというふうに申請をする必要があります。共有地の場合は、共有者全員がそのことをする必要があります。それに基づいて審査があって国のほうに登記ができると、国の土地に帰属をすると、こういうことになるようです。民法の中では、相続登記が義務化されることと、その土地を国に帰属させることができるようになるということです。

さっき罰則の話をしましたけど、罰則は相続登記をしなければならないことを知った日から3年以内ということですから、知った日から3年以内に相続登記をせんと、過料に罰せられますよという話です。

そういう土地が多数あったんで、私は事務局に少なくとも死亡しておる人の土地台帳の名前を括弧書きでいいから、現在管理耕作しておる人を記載していったらどうかというふうに考えております。これは提案です。だから、そういうふうにしていくことで、パトロールのときに、これは誰々さんのおじいちゃん、誰々さんの曾祖父とかといろいろ出てくるんですけども、そういうふうなことが分かるのではないかと。私は地元の間人じゃないんで、なかなか誰々さんの誰々さんと言われてもぴんとこなんで、これはどの人とながつとつとかということがなかなか分かりづらいというふうに感じました。

そういうことで法律改正があったことを受けて、農業委員会事務局には大変ですけども、相続登記を促す周知を各耕作しておる人、または相続をしているだろうと思われるおぼしき人に現在管理しておられる人、この人たちに通知をして、こういう制度ができとるんですよ、こういうことになっておりますよというお知らせをしていく必要があらうというふうに考えておまして、その他のその他で御提案をさせていただくわけです。これは何も私が強制を言っているわけじゃなくて、そういうふうな制度に基づいて農地の管理を正しく適正に行っていこうという農業委員会の趣旨にちゃんとマッチするんじゃないかというふうに思っておりますから、事務局大変ですけども、そういうふうな手続を農業をされとる方にぜひ周知徹底をしていく作業を2年間で実施していただきたい。また、それを受けた人は、相続登記をせんばねという話になっていこうというふうに思っており

ます。

この相続登記ができない理由は何かという、相続人が多数になって、実は印鑑証明書というのは、普通の人がする場合に3か月しか有効じゃないんです。例えば10人おってあちこちに書類持って、手紙出して印鑑証明書つきで書類が来ましたという、3か月を過ぎましたという、その印鑑証明がペアになるんですよ。そうすると、また取り直しになるんですね。そういうことから、個人申請の場合には、印鑑証明書の期間というのは3か月だというふうになっているんで、繰り返し繰り返し期間が長くなって行って、この前やったじゃないか、この前やったじゃないかという話になるんですね。

たまたま土地の相続登記で、所有権移転登記をしたことがあるんですが、私担当したのが367名、松浦市でありました。結果的には、4年半その書類を頂くのにかかりましたが、公共の場合は、印鑑証明書の有効期限が3年ということじゃなくて、永久的に保障されますからそれは可能だったんですけど、それでも4年半かかった。だから、そういうことからすると、個人がする場合に非常に手間暇かかる、お金がかかる、郵便代はかかる。または出て行って、お願いをせんばいかん、書類をこうせないかん、役場に行って印鑑証明書をもろてもらわないかん。いろいろと手続があるんで、なかなかちゅうちょされて、されないんです。今まではほっとっても何も問題がなかった。兄弟が、それは暗に認めとるけんよかばってん、よかったという話で今までずっと来とるんですね。そういう土地が非常に多いんで、農業委員会も適正農地の管理について多少とも準備をされて、相続登記ができますように資料提供をお願いをしたいというふうに御提案申し上げます。

以上です。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。この相続登記の申請化の義務化につきましては、事務局としても周知をするようにいたしております。予定をいたしております。1月発行の農業委員会だより等々、また使いまして周知のほうをしたいというふうに考えております。それから、また県のほうからも当然こういったパンフレットが今から届くと思います。当然、インターネットのほうには載っているというような状況でございますけれども、そういった形で周知のほうを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

ほかは何か。

5番（築城 武美君） 追加の話で。今の資料的なものは法務省のホームページ、インターネットでホームページで民法等の一部改正とか相続、土地のと入れると、ぽんに行くようになっています。インターネットで法務省を開けてホームページを見ると、手続きから背景からいろいろ、私が今申し上げたようなことが全部載っておりますので、パソコンをお持ち

の方はインターネットを活用してください。

このことは3班の会議をこの前日曜日の日に行って、3班の委員さんについては資料提供して、ぜひ読んで進めてください、またはパトロールをしたときに行ったときには、こういうことになつとるよという話をしてくださいというお願いをしたところです。事務局にも参考資料としてパンフレット等をこういう冊子にして差し上げておりますので、それを必要とされる方は事務局で見ただければ分かるかというふうに思います。

以上です。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。何か御質疑ありますでしょうか。

ほかよろしいでしょうか。

会長（吉野 裕君） ありませんか。なければ、審議も終了しましたので終了したいと思います。
お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 14 時 13 分 ）